

(別紙様式4)

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名：高齢者や障害者等が利用しやすい建物とするためのバリアフリー基準の見直しについて（福祉のまちづくり条例に基づく特定施設整備基準の見直し）

意見募集期間：令和6年12月19日（木）から令和7年1月8日（水）

意見等の提出件数：39件（15人）

対応の分類：【意見反映】整備基準等に反映する意見（0件）

【制度運用で対応】手引への記載や周知の実施等により対応する意見（7件）

【今後の検討課題】今後の検討事項とする意見（14件）

【既に盛り込み済み】見直し案、現行の整備基準や他の制度で対応できている意見（10件）

【賛同意見】整備基準（案）と合致する意見（2件）

【その他】上記のいずれにも該当しない意見（6件）

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
トイレ のバリア フリー 基準	<p>障害の有無に関わらず、様々な年齢や身体的状況の人、親子連れなどが外出するに当たって、一般のトイレが狭いことから、多目的トイレを利用する人が増えていることは実感している。</p> <p>また、例えば車いす使用者を優先したとしても、複数の車いす使用者が参加・出席している場合や、開始前・終了後など利用が集中する状況を踏まえると、多目的トイレは多く必要である。</p> <p>これらの現状から、今回の整備基準見直しと多目的トイレ増設に向けて、ぜひ進めていただきたい。</p>	1	<p>【賛同意見】</p> <p>高齢者、障害者が利用しやすい特定施設の整備がより一層推進されるよう、引き続き福祉のまちづくり施策を推進してまいります。</p>
	<p>2,000㎡以上の共同住宅について、各階に1か所の共用便所や車いす対応の便所を設置するのは、無理がある。</p> <p>不特定多数の人が利用する施設については、今回の改正案について、同調できるが、共同住宅は、特定の方の利用に限定され、共用部分の1階に1か所設置していれば十分で、今回のように規制を設けると、メンテナンスや日常の清掃等に手間がかかりすぎて、施設全体の中で過剰設備となるのではないか。</p>	5	<p>【既に盛り込み済み】</p> <p>不特定多数利用便所を各階に1以上設置することを義務付ける基準には、「高齢者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、高齢者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上高齢者等が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階」への設置義務を除外する規定を設けることとしており、この取扱いはバリアフリー法に準じたものです。</p> <p>共同住宅の住戸部分は「高齢者等が利用する部分」には該当しない（参考：「福祉のまちづくり条例逐条解説－特定施設整備編－」p.17）ため、例えば共同住宅の住戸のみの階は、原則として不特定多数利用便所の設置義務が除外される階に該当します。</p>

トイレ のバリア フリー 基準	<p>ホテルについて、宿泊室しか存在しないフロアにトイレの設置を義務付ける必要があるのか。</p> <p>世の中の通常の計画において、宿泊室のみしか存在しないフロアに、トイレの計画はほとんどされていない。</p> <p>追加で計画をする場合、客室が1室減になることは確実で、事業計画に影響が出る。</p> <p>共用施設等などの計画があり、不特定多数の利用するエリアがあればトイレの計画は通常と思うので、その場合は対応が必要になる、等の運用が現実的と考える。</p>	1	<p>【既に盛り込み済み】</p> <p>不特定多数利用便所を各階に1以上設置することを義務付ける基準には、「高齢者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、高齢者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上高齢者等が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階」への設置義務を除外する規定を設けることとしており、この取扱いはバリアフリー法に準じたものです。</p> <p>ホテル等の客室は「不特定少数の者が利用する部分」となる（参考：「福祉のまちづくり条例逐条解説－特定施設整備編－」p.19）ため、宿泊室しか存在しない階は、原則として不特定多数利用便所の設置義務が除外される階に該当します。</p>
	<p>倉庫のみを有する階の場合でも、不特定多数利用便所の設置義務が生じるのか。</p>	1	<p>【既に盛り込み済み】</p> <p>不特定多数利用便所を各階に1以上設置することを義務付ける基準には、「高齢者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、高齢者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上高齢者等が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階」への設置義務を除外する規定を設けることとしており、この取扱いはバリアフリー法に準じたものです。</p> <p>倉庫のみの階は、原則として不特定多数利用便所の設置義務が除外される階に該当します。</p>
	<p>事務所及び工場については、利用者が特定される施設であり、必ずしも各階にトイレが必要とされない可能性が高く、建築主への負担が大きいと思われる。</p> <p>例えば工場用途であれば、衛生上や生産ラインの問題からトイレの設置されない階があることは珍しくなかったり、貸事務所で1フロア200㎡×15階のビルであれば各階に多目的便所を設けることは建築主にとって非常に負担が大きいこととなる。</p> <p>「整備基準の各階に1以上（ただし、建築物の管理運営上設置しないことがやむを得ない階を除く。）」のただし書がいう「やむを得ない」の具体例をあげていただいて硬直的な整備基準とならないようお願いする。</p>	3	<p>【制度運用で対応】</p> <p>「建築物の管理運営上設置しないことがやむを得ない階を除く。」に該当する場合は、バリアフリー法の取扱いに準じて、不特定多数利用便所の設置義務が除外されます。</p> <p>今後、バリアフリー法に係る具体的な運用等が示された場合には、逐条解説やQ&Aへの解説の追加を検討します。</p> <p>また、今回の改正では、バリアフリー法と同じく床面積1,000㎡未満の階を小規模階と定義し、小規模階においては、その床面積の合計が1,000㎡に達するごとに車椅子利用者利用便所を設置すべきこととします。</p> <p>例示の貸事務所では、3つ（5階ごと）の車椅子利用者利用便所の設置が義務付けられます。</p>


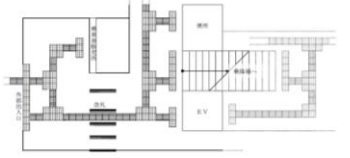
トイレ の バ リ ア ー 基 準	延べ床面積1,000㎡以上の建物に1つの整備は広すぎる。500㎡以上にすること。	1	<p>【今後の検討課題】</p> <p>特定施設整備基準は、建物用途ごとの特性（バックヤードの大小、滞在時間の長短等）及び各バリアフリー設備等の利用者数等を考慮して定めています。</p> <p>対象規模については、この観点に基づき、福祉のまちづくり検討小委員会における議論を踏まえ設定したものであり、案のとおりとします。</p> <p>なお、いただいたご意見につきましては、今後の検討課題とします。</p>
	不特定多数利用便所(一般用トイレ)は、車椅子利用者利用便所(多機能トイレ)と併用可能としてはどうか。	1	<p>【既に盛り込み済み】</p> <p>現行の基準において、車椅子利用者利用便所を設けた場合には、不特定多数利用便所（一般用トイレ）を設けたものとして取り扱っています。</p> <p>この取扱いは、今回変更するものではありません。</p>
	物販店、ホテル等のトイレに設ける乳幼児設備・オストメイト設備の義務付け規模をいずれも5,000㎡以上にはできないか。	1	<p>【今後の検討課題】</p> <p>特定施設整備基準は、建物用途ごとの特性（バックヤードの大小、滞在時間の長短等）及びオストメイト設備等の利用者数等を考慮して定めています。</p> <p>対象規模については、この観点に基づき、福祉のまちづくり検討小委員会における議論を踏まえ設定したものであり、案のとおりとします。</p> <p>なお、いただいたご意見につきましては、今後の検討課題とします。</p>

トイ レの バリ アフリ ー基準	<p>各バリアフリー便所に、ベビーベッドでなく、大型ベッド（ユニバーサルベッド、介護ベッド）の設置を義務付ける必要がある。</p>	3	<p>【今後の検討課題】 大型ベッド（介護ベッド）の設置を義務付けることは、広い設置スペースが必要であるなど、施設所有者の負担が大きいことや、使用後の大型ベッドが格納されないために車椅子使用者の便所の利用の妨げになっている事例があることから、一律に義務基準として定めることは困難と考えます。 しかし、適切な管理・運営の下、施設の用途や利用者のニーズにより特に設置が望ましいケースも考えられることから、「福祉のまちづくり条例 施設整備・管理運営の手引き（公益的施設編）」において介護用ベッドの設置を推奨しており、引き続き推奨事項*として周知を図ります。 いただいたご意見につきましては、今後の検討課題とします。 * 条例により義務付けられた特定施設整備基準に加えて、高齢者や障害者等がより安全かつ快適に利用するために、施設整備及び管理運営に関し配慮することを推奨する事項。特定施設の所有者、管理運営者、設計者、施工者等において、その積極的な対応が望まれます。 なお、推奨事項は「福祉のまちづくり条例施設整備・管理運営の手引き」に記載し、県ホームページで公表しています。（以下同じ。）</p>
	<p>ジェンダーレスの人が、ストレスなくトイレが利用できるよう、案内ガイドや啓発を行うこと。</p>	1	<p>【今後の検討課題】 性的マイノリティの方のトイレ利用に伴う心理的負担軽減等の対応につきましては、国の動きも注視しつつ、県としての対応の方向を踏まえながら、行うべき取組を検討していきます。</p>
	<p>便所までの通路及び便所内部に、点字ブロック、音声案内（トイレ内の機器の位置を案内）などを必ず設置すること。</p>	1	<p>【今後の検討課題】 一定の規模以上の施設には、便所の位置を点字や音声案内等により視覚障害者に示す案内設備を設け、建物出入口から当該案内設備までの経路には点字ブロック等を敷設することを義務付けています。 また、「福祉のまちづくり条例 施設整備・管理運営の手引き」において便所内の設備の配置を説明する音声案内装置を設けることを推奨しており、引き続き推奨事項として周知を図ります。 いただいたご意見につきましては、今後の検討課題とします。</p>

トイレ のバリア ー基準	便所までの通路及び便所内部に、聴覚障害者や知的障害者、弱視者にもわかりやすいピクトグラムを必ず設置すること。	1	【制度運用で対応】 一定の規模以上の施設には、便所等の配置を日本産業規格で定められたピクトグラムにより示した案内設備を設けることを義務付けています。 また、オストメイト対応設備や乳幼児設備を設けた便所に標識を設けることを義務付けており、その標識はピクトグラムとすることを「福祉のまちづくり条例 施設整備・管理運営の手引き」において推奨しています。
	「聴覚障害者が非常事態の発生を知ることができるよう、全ての便房や授乳室等で視認可能な光の点滅を設ける。」を義務基準に追加すること。	1	【今後の検討課題】 「福祉のまちづくり条例 施設整備・管理運営の手引き」において、非常時の情報が、便所、浴室、授乳室等の個室を含め、館内の全てに行き届くよう、音声による一斉放送設備を設け、聴覚障害者に配慮し、非常事態の発生を知らせる点灯設備を併設することを推奨しており、引き続き推奨事項として周知を図ります。 いただいたご意見につきましては、今後の検討課題とします。
駐 車 場 のバリア ー基準	最近の福祉車両は、後部よりスロープで乗降するタイプが増えている。後部より乗降する時に、車を前に出さなくてはならず、区画からはみ出すことで、他の車の妨げになる場合もある。 駐車場は後方スペースを長く取っていただきたい。最近では、駐車スペース以外の広い場所で乗降してから、駐車する事が増えてきた。	1	【制度運用で対応】 「福祉のまちづくり条例 施設整備・管理運営の手引き」において、車椅子利用者利用駐車施設の奥行寸法を600cm以上とすることを推奨しており、引き続き推奨事項として周知を図ります。
	車椅子利用者利用駐車施設は、できれば屋根付で施設まで雨が降らないように努力するとしてはいかがか。	1	【既に盛り込み済み】 「福祉のまちづくり条例 施設整備・管理運営の手引き」において、車椅子利用者利用駐車施設から駐車場へ通ずる建築物の出入口までの通路及び施設の車寄せに、降雨時及び降雪時に備え、屋根又は庇を設けることを推奨しています。
	車椅子利用者利用駐車施設の位置は、入口付近のわかりやすい場所に設置すること。	1	【既に盛り込み済み】 車椅子利用者利用駐車施設の位置は、施設の出入口までの経路ができるだけ短くなる位置に設けることを特定施設整備基準に規定しています。

劇場等客席のバリアフリー基準	<p>車いす使用者は視線の高さが低く、なおかつ素早い動きも難しいことが多い。</p> <p>このことから、視線を遮られる経験をすることは多くある。</p> <p>観劇等、舞台やスポーツ観戦の場面では、「十分に楽しめない」状況につながっている現状から、今回の見直しで、少しでも快適に楽しめるよう改善されると良いと感じる。</p>	1	<p>【賛同意見】</p> <p>高齢者、障害者等が利用しやすい特定施設の整備がより一層推進されるよう、引き続き福祉のまちづくり施策を推進してまいります。</p>
	<p>バリアフリー席のみならず、違う席でも障害者が利用できるよう、通路の十分なスペースの確保など、ソフト面での対応が普及してほしい。</p>	1	<p>【その他】</p> <p>建築計画における実現可能性を考慮すると、劇場内の全ての通路に車椅子で通行できる幅員の確保を義務付けることは難しいと考えます。</p> <p>なお、劇場等の出入口から車椅子利用者利用区画までの経路については、段差を設けないことその他車椅子で通行できる仕様とすることを特定施設整備基準に規定しています。</p>
	<p>ホール内の段差をなくし、すべてスロープにすることを基準化すべき。</p>	1	
	<p>「集団補聴設備等の難聴者の聴力を補うための設備を設けるものであること。」の基準について、対応人数が示されていない。劇場等の客席の総数に応じて段階的に対応人数を増やす基準を打ち立てること。</p> <p>また、「音声認識による文字情報の提供を行うため、インターネット通信環境の整備を行う」を追加すること。</p>	1	<p>【今後の検討課題】</p> <p>対応人数の基準化に当たっては、劇場等で行われる演目等ごとの聴覚障害者の利用実態を把握する等の必要があることから、今後の検討課題とします。</p> <p>なお、これまで条例上の義務として設ける集団補聴設備等は、ハード対応に限るものとしてきましたが、今回の見直しに合わせ、ソフト対応も認めるなど柔軟な運用を行います。これにより、必要な方に必要な対応が行きわたることを期待しています。</p> <p>また、ソフト対応として、IT機器の貸出しも想定されるため、そのような場合には、インターネット通信環境の整備等にも配慮するよう建築主等への指導を行ってまいります。</p>

<p>ホテル等の客室リニア基準</p>	<p>「ホテル等にあつては、客の来訪及び非常時の情報を、点灯及び音声により知らせるための装置を備えた客室を1以上設けること」とする基準について、 ①「就寝時、便所や浴室内からでも非常時の情報がわかるものとする」を追加すること。 ②客室の総数50室以上の場合に1室以上の整備義務となっているため、客室の総数により、段階的に設置数を増やす基準を打ち立てること。 ③上記の緩和措置として「都度の設営が可能な機器により、上記と同様の情報案内整備が行える場合は、基準数を常備し、宿泊客の希望により設営すること。」を追加すること。</p>	<p>1</p>	<p>【今後の検討課題】 「福祉のまちづくり条例 施設整備・管理運営の手引き」において、非常時の情報が、便所、浴室、授乳室等の個室を含め、館内の全てに行き届くよう、音声による一斉放送設備を設け、聴覚障害者に配慮し、非常事態の発生を知らせる点灯設備を併設することを推奨しており、引き続き推奨事項として周知を図ります。 いただいたご意見につきましては、今後の検討課題とします。</p>
	<p>廊下及び階段の特定施設整備基準に、「高齢者等利用経路では、通行者同士の衝突を防ぐため、鏡の設置を行う」ことを追加すること。</p>	<p>1</p>	<p>【今後の検討課題】 「福祉のまちづくり条例 施設整備・管理運営の手引き」において、廊下の曲がり角など視認性が悪い部分には、鏡を設置することを推奨しており、引き続き推奨事項として周知を図ります。 いただいたご意見につきましては、今後の検討課題とします。</p>
<p>その他</p>	<p>「エレベーターその他の昇降機」の整備基準に、 ①「モニター付きインターホン又は携帯電話等を利用した文字チャット等により、利用者と管制室が相互に連絡できるものであること。」を追加。 （関西国際空港の事例が参考になる。） ②エレベーター内に非常用ボックスを設け、筆談用具を保管し、その旨非常用ボックスに明記すること。」を追加。</p>	<p>1</p>	<p>【今後の検討課題】 「福祉のまちづくり条例 施設整備・管理運営の手引き」において、エレベーターの籠内にモニター付きインターホンを設置することを推奨しており、引き続き推奨事項として周知を図ります。 いただいたご意見につきましては、今後の検討課題とします。</p>

<p>その他</p>	<p>県内の駅では、車椅子用の幅広改札口に点字ブロックが敷かれているケースが多く、視覚障害者・車椅子使用者共に使いにくいゲートになっている。</p> <p>この一因は、「福祉のまちづくり条例逐条解説―特定施設整備編―」に例示された図面に問題があるためと思われる。</p> <p>以下のとおり図面の差し替えをお願いする。</p> <p>(現在の図面)</p>  <p>(修正案)</p> 	<p>1</p> <p>【その他】 ご指摘の図では、上から順に、有人の幅広改札口、設置義務に基づく幅広改札口、通常改札口3つのレイアウトを示しています。</p> <p>国の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」では、視覚障害者誘導ブロックは有人改札口を經由して敷設することを標準的な整備内容としており、それに即した図面としています。</p>
	<p>聴覚障害者の社会的障壁をなくす基準を打ち立てること。</p> <p>整備基準の全体を見ると、聞こえない聞こえにくい私たちに必要な情報が必要な形で届くような基準が見当たらない。</p> <p>兵庫県は、阪神淡路大震災から30年を迎えるが、聞こえない聞こえにくい私たちに緊急時の放送や避難誘導の案内が届くようにはなっていない。</p> <p>音声メインの社会では、日常でも危険に気付くことができない。</p> <p>障害者権利条約、障害者差別解消法、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の目的と基本理念を踏まえた基準とすること。</p>	<p>1</p> <p>【今後の検討課題】 福祉のまちづくり条例では、高齢者、障害者を含む全ての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりが推進されるよう、バリアフリー基準（特定施設整備基準）を規定し、適合を義務付けることで、社会的障壁の排除を目指しています。</p> <p>特定施設整備基準には、聴覚障害者のために必要な施設整備に関する事項も規定していますが、いただいたご意見につきましては、今後の検討課題とします。</p> <p>なお、「福祉のまちづくり条例 施設整備・管理運営の手引き」では、非常時を想定した整備と管理運営における推奨事項を掲載しており、引き続き推奨事項として周知を図ります。</p>

その他	<p>高齢者や障がい者にとって快適な社会生活を過ごすために環境整備は、必要不可欠であるが、高齢者や障がい者等を含む全ての人が互いに理解し、互いに助け合っていくことこそ重要である。</p> <p>環境整備によって、すべての人が快適に利用することができることとなるのか。</p>	1	<p>【制度運用で対応】</p> <p>「心のバリアフリー化の推進」は、ハード整備の取組を補完するために重要であると認識しており、「福祉のまちづくり基本方針」に位置付けて取組を進めているところです。</p> <p>機会を捉え、関係団体との連携強化及び福祉のまちづくりの普及啓発並びに情報発信などをより一層推進してまいります。</p> <p>また、だれもが暮らしやすい、だれもが参加・参画できる「ユニバーサル社会」を推進するため、「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」及び「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」等に基づき、総合的・横断的に、各種施策に取り組んでまいります。</p>
	<p>数的に基準を順守した施設が増えることは素晴らしいが、その場所をスムーズに見つけられるのか。探し回っているのが現実ではないか。</p>	1	<p>【制度運用で対応】</p> <p>障害者等が施設利用に際して事前に情報を入手できるようにするため、一定規模以上の施設を対象に、バリアフリー化の状況に関する情報を、原則としてインターネットで公表することを義務付けています。</p> <p>適切な管理運営は重要であることから、引き続き施設管理者等へ適切な管理運営及び情報の発信が行われるよう周知に取り組んでまいります。</p>
	<p>きこえない人、きこえにくい人にとって最大の課題は情報である。災害時は、音声や音の情報がほとんどである。</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TVは字幕表記できる機器 ・アイトラゴンの設置 ・文字表示できる機材の常設 ・電光掲示板 ・電話リレーサービスの常設 ・遠隔手話言語通訳 <p>などを設置していただくとより情報得られやすい。</p> <p>パブリックコメントの提出様式では、提出者の連絡先欄は、電話番号欄だけである。FAX番号、メールによる連絡を希望する人もいるのではないか。</p> <p>きこえない・きこえにくい人に対する配慮をもうひとつお願いする。</p>	1	<p>【今後の検討課題】</p> <p>紹介いただいた聴覚に障害のある方に対する情報提供の手段に係る事例については、今後の検討課題とします。</p> <p>また、聴覚に障害のある方が円滑に意見提出できるよう、様式の見直しを検討します。</p>

	<p>福祉のまちづくり検討小委員会に当事者委員を増やすこと。</p> <p>法基準の改正を踏まえて条例の基準を見直されていると思うが、法基準からも取りこぼされ、いまだに安全かつ快適に利用することができない、不便で不平等な社会的障壁が存在している。</p> <p>また、国のバリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会では、当事者参画と心のバリアフリーが重視されている。</p> <p>条例の見直しにおいても、委員会の委員に当事者を増やし、生の声を拾い、全体的に幅広く丁寧に見ていく必要がある。</p>	1	<p>【その他】</p> <p>将来的な条例・施行規則等の改正に際して、福祉のまちづくり検討小委員会を設置する場合の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、今回の見直し案作成に当たっては、車椅子使用者及びオストメイトの当事者並びに聴覚障害者支援団体及び子育ての支援団体などの意見を聴取しています。</p>
その他	<p>不特定多数利用便所について、「高齢者や障害者等が利用しやすい建物とするためのバリアフリー基準の見直し案」（以下「見直し案」という。）p.5表中「各階に1以上(ただし、建築物の管理運営上設置しないことがやむを得ない階を除く。）」とあり、ただし書きについては、令和6年国土交通省告示第1074号第2各号と同義と考えてよいか。</p> <p>つまり、令和6年11月21日付け国住参建第3050号による国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）通知（以下「国通知」という。）の第1第2項（1）については除外できると考えてよいか。</p>	1	<p>【その他】</p> <p>見直し案p. 5の表中のただし書は、令和6年国土交通省告示第1074号の第2の各号と同義です。</p> <p>すなわち、国通知第1第2項（1）の記載は、条例においても同様に運用します。</p>

<p>その他</p>	<p>車椅子利用者用便房について、「高齢者や障害者等が利用しやすい建物とするためのバリアフリー基準の見直し案」P6では、「各階に1以上」とあり、ただし書きが見られない。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第14条第2項より同条第1項により設ける不特定多数利用便所の箇所数又は床面積により、車椅子利用者用便房の必要設置数を算定することから、条例についても法令どおりと考えてよいか。</p> <p>つまり、不特定多数利用便所の設置の有無に関わらず又は令和6年国土交通省告示第1074号第5第4号に該当の場合でも、車椅子利用者用便房を各階に1以上設ける必要があるということではないと考えてよいか。</p> <p>また、条例では告示第1074号第5第1号及び2号は適用できないのか。</p>	<p>1</p>	<p>【その他】</p> <p>条例における車椅子利用者利用便房の設置の考え方は、告示の内容を含めバリアフリー法の取扱いに準じます。</p> <p>すなわち、法第14条第1項の規定による便所（不特定多数利用便所）が設置されない階又は令和6年国土交通省告示第1074号第5第4号に適合する場合（小規模階としての設置基準に適合する場合）には、車椅子利用者利用便房を各階に1以上設ける基準は適用されません。また、条例においても同告示第1074号第5第1号及び2号は準用できると考えていただいて差し支えありません。</p>
------------	--	----------	---